

◎新潟県告示第879号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 実施の目的
豚流行性下痢の発生を予防するため
- 2 実施する区域
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める豚
- 4 実施の期日
平成26年6月6日から平成27年3月31日までの間
- 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) 中和試験